

## 小中学校適正規模適正配置の趣旨

### 1 背景

我が国は2008年（平成20年）をピークに人口減少の局面に入っており、2050年（平成62年）には人口が1億人を割り込み、約9,700万人になるとの推計もあり、これに伴って人口の地域的な偏在が加速することが予測されています。また、年少（0～14歳）人口についても、1980年代初めの2,700万人規模から減少を続けており、2046年（平成58年）には1,000万人台を割り込み、2060年（平成72年）にはおよそ791万人になるとの推測もあり、これらの背景のもと、小・中学校の過度な小規模化や教育条件への影響が懸念されています。

さらに、地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性の育成機能が弱まっており、学校が小規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しているとの指摘があります。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられており、これまでも全国の市町村では、国が示す学校規模の標準等を参考としながら、それぞれの地域の実情に応じ学校規模の適正化に取り組んできた地域もある一方、様々な事情から検討が進んでいない地域もあります。

国が定める学校規模の標準は、「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的ではあるものの、今後、更に少子化が進むものと予想される中、義務教育の機会均等や教育水準の維持・向上の観点から、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模について、各市町村が主体的に検討することが求められています。

### 2 適正規模適正配置の趣旨

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育をより充実して行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。しかし、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災や地域コミュニティなどと密接な関係があります。

このようなことから、適正規模適正配置は、児童生徒の教育条件の改善を図る観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うとともに、学校と地域の関わり方も含め、保護者と地域住民との共通理解を図りながら検討し、進めていく必要があります。

### 3 学級編制及び学校の規模等

国では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育法施行規則、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令等により、次のように標準的な学級編制や学校の規模等を示しています。

#### (1) 学級の編制

##### ① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	同学年の児童で編制する学級 (単式学級)	40人(第一学年の児童で編制する学級にあつては35人)
	二の学年の児童で編制する学級 (複式学級)	16人(第一学年の児童を含む学級にあつては8人)
	特別支援学級	8人
中学校(義務教育学校の後期課程・中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人

##### ② 福島県教育委員会の学級の編制基準

上記法令において、都道府県の教育委員会は、必要があると認める場合、①に示す1学級の児童又は生徒の数より下回る数を基準として定めることができるとなっています。これを受け、福島県教育委員会では下表の児童生徒数を基準としています。本市は、この福島県教育委員会の編制基準をもとに学級編制を行っています。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級 (単式学級)	<u>1・2年 30人</u> <u>3～6年 30人程度</u>
	二の学年の児童で編制する学級 (複式学級)	16人(第一学年の児童を含む学級にあつては8人)
	特別支援学級	8人(新設4人、継続2人)
中学校	同学年の生徒で編制する学級	<u>1年 30人</u> <u>2・3年 30人程度</u>
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	特別支援学級	8人(新設4人、継続2人)

(2) 学校規模

(学校教育法施行規則、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令等)

分 類	小学校	中学校
過小規模校	学級数 1～5	学級数 1～2
小規模校	学級数 6～11	学級数 3～11
標準規模校	学級数 12～18	
大規模校	学級数 19～30	
過大規模校	学級数 31以上	

(3) 通学距離 (義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令)

小学校 概ね4 km 以内

中学校 概ね6 km 以内